

# オートリース契約書

審査番号	000000000025	申込日	2025/12/12
		契約日	2025/12/15
契約番号	000000000034	リース期間	84ヶ月
		リース開始日	別紙、自動車受領書記載の通り

株式会社  
IDOM CaaS  
Technology  
東京都渋谷区神南一丁目19番4号

契約者	フリガナ	印	電話番号  000000000000	
	お名前 (自筆)			
	生年月日 1998年 7月 29日 ( 27歳 )	性別 男	居住区分 本人所有	居住年数 3年
	〒 000-0000	世帯主との 関係 本人	世帯主と 同居 同居(本人含む)	
	ご住所 東京都渋谷区神南1-1-1	ご本人または 配偶者の 住居費用負担 なし	ご本人を含む 家計を共にする 家族人数 1人	
	世帯主 ・ 配偶者様 のお名前 フリガナ	ご結婚 無	お子様 なし	
	世帯主 ・ 配偶者様 のお名前 フリガナ	世帯主・配偶者様の 現在お支払中の クレジット返済額 万円	世帯主・配偶者様の 税込年収 万円	運転免許証番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

緊急連絡先	お名前	フリガナ ヤマダハナコ	携帯電話番号 000000000000
		山田花子	契約者との 関係 親子

お勤め先	ご職業	名称 株式会社IDOM CaaS Technology 有職者 TEL : 000000000000	職種	業種	勤続年数	税込年収
	会社 (内勤)		公務員	3年	499	
	従業員規模		5人以上	出向・派遣の有無	なし	
内定先	内定先の企業の名称			見込み税込年収		
年金	種類	年金以外の収入	料金のお支払の収入源	税込年収		
その他収入	収入源	その他の詳細		税込年収		

メーカー	ホンダ
車名	ヴェゼル
グレード	e:HEV Z
車両区分	
型式	RV6
車体色	
登録番号・車台番号	別紙、 自動車受領書記載の通り
保管場所	
契約走行距離 (月間)	1,000km
リース料に含まれる費用	
車両本体価格	<input type="radio"/> 付属品等
登録費用	<input type="radio"/> 自動車税(環境性能割)
自動車税(登録時)	<input type="radio"/> 自動車税(次年度以降)
重量税(登録時)	<input type="radio"/> 重量税(車検時)
自賠責保険(登録時)	<input type="radio"/> 自賠責保険(車検時)
メンテナンスサービス	自動車保険料

メンテナンス内容		

①月額支払 リース料	リース料	61,400 円	× 82 回
	消費税	6,140 円	
	税込リース料	67,540 円	
	合計	5,538,280 円	
②ボーナス 支払リース料	リース料	円	× 0 回
	消費税	円	
	税込リース料	円	
	合計	円	
③前払 リース料	加算月	月 / 月	× 2 回
	リース料	61,400 円	
	消費税	6,140 円	
	税込リース料	67,540 円	
お支払総額 (①+②+③)	合計	135,080 円	× 2 回
	リース料	5,157,600 円	
	消費税	515,760 円	
	お支払総額	5,673,360 円	
前払リース料の 支払期日		2025年 12月 26日	

支払方法	口座振替	お支払日	毎月5日(金融機関休業日は翌営業日)
・初期費用として、契約成立後車両提供前に前払リース料として2ヶ月分のリース料をいただきます。			
・前払リース料は振込先口座は、本契約書にご記載いただいたメールアドレス宛に別途電子メール (no_reply@billing-robo.jp) でお送りいたします。			
・振り込みはお客様負担となります。			
・2ヶ月分のリース料は、初回2ヶ月分のリース料に充当されます。			
・リース期間の3ヶ月目から口座振替が開始となります。			
・別添「NOREL 利用規約」及び「NOREL 利用規約 特約」並びにプライバシーポリシー」に内容に同意しオートリースの契約を申し込みます。			
・別添「NOREL 利用規約」第20条第2項に基づき、契約者からの不更新手続が無い限り、同項に規定する期間を上限として、12か月ごとの自動更新となります。			
12ヶ月間の期中の途中解約はできません。自動更新を行わない場合の手順等は別添「NOREL 利用規約」第48条をご確認ください。			
・納車前のキャンセルについては別添「NOREL 利用規約」第19条をご確認ください。			
・リース期間終了時には、別添「NOREL 利用規約」第20条第3項に基づき、当社への自動車の返還又は契約者への所有権の移転手続きを行うものとします(所有権の移転手続きについては、もらえるオプションが付されている場合に限る)。			

商品(役務)等のお問い合わせ先			
加盟店番号	1	住所	東京都千代田区1-1-1
名称	ICT	電話	000000000000
代表者名	山田太郎	担当者	山田太郎

# NOREL利用規約 特約

お客様（以下「契約者」といいます。）は、株式会社IDOM CaaS Technology（以下「当社」といいます。）が運営するNOREL（新車プラン・中古車プラン）に係るカーリース契約（以下「本契約」といいます。）について当社と契約者との間に適用される「NOREL利用規約」の特約として、以下の内容に同意します。なお、本特約は「NOREL利用規約」と一体となるものであり、本特約に規定のない事項及び指定のない用語は「NOREL利用規約」の定めに従います。

## 第1条（利用者の登録）

- 当社は、契約者から提示を受けた会員情報等（当社が指定する第三者を介して提示を受けた場合を含みます。）の情報を基に、NOREL（新車プラン・中古車プラン）の利用者登録を行うものとし、「NOREL 利用規約」第2章記載の会員登録は行いません。
- 「NOREL 利用規約」の「会員」は、契約者と読み替えて適用するものとします。

## 第2条（個別リース契約の成立）

- 「NOREL 利用規約」第17条（個別リース契約の申込み）第1項及び第18条（個別リース契約の成立）第4項の定めにかかるらず、本契約は、当社が別途用意する「オートリース契約書」（以下「契約書」といいます。）への署名押印等の当社所定の手続をすることにより成立するものとします。
- 契約者が、当社または当社が指定する第三者から契約書の案の交付を受けてから14日以内に、前項の手続をした契約書を当社または当社が指定する第三者に対して交付しなければ（必着とします。）、本契約は成立しないものとします。
- 「NOREL 利用規約」第18条（個別リース契約の成立）第5項にかかるらず、当社は、前項の契約書交付後7日以内に、本特約第1条第1項に基づき当社が取得した契約者のメールアドレスに、「NOREL 利用規約」第31条（リース料等）第3項に定める額の前受金の請求をします。

## 第3条（自動車の性能等の不適合等）

- 「NOREL 利用規約」第28条（引渡し前の点検）第3項及び第29条（現状での引渡し）の定めにかかるらず、本契約の対象となる自動車（以下「対象自動車」といいます。）の品質等の不適合があった場合、並びに対象自動車の選択、決定に際して契約者に錯誤があった場合においても、当社が対象自動車を他の自動車販売店から仕入れ場合において、当社と当該自動車販売店その他の第三者（以下、併せて「他の事業者」といいます。）との間で、他の事業者が対象自動車の性能等の不適合に対する修理、整備等の履行責任又は対象自動車の性能等の不適合に起因する損害の賠償責任を負う旨の合意をしている場合には、当社は対象自動車の性能等の不適合に対する修理、整備等の履行、対象自動車の性能等の不適合に起因する損害の賠償の責任は負わないものとします。
- 前項の場合、契約者は、他の事業者に対して修理、整備等の履行、対象自動車の性能等の不適合や前項の契約者の錯誤（但し、他の事業者の責めに帰すべき事由がある場合に限る。）に起因する損害が生じたときはその損害の賠償を請求するものとし、その範囲、条件については対象自動車の保証書の定めに従います。なお、当社は、契約者の他の事業者に対する請求権行使のために当社が必要と認める範囲内でこれに協力します。
- 前各項の修理、整備等の履行、又は損害の賠償を請求する場合においても、契約者はリース料その他リース契約に基づく債務の減免、又は弁済の猶予を受けることやリース契約の変更又は解除はできません。
- 契約者への引渡し前の対象自動車の滅失や盗難等により、対象自動車の引渡しができなくなった場合、当社は、本契約を解除することができ、当社に帰責する事情がない限り、なんらの責任を負わないものとします。他の事業者の責めに帰すべき事由により対象自動車の引渡しが不能となった場合、契約者は、他の事業者に対してその損害の賠償を請求するものとします。

## 第5条（特則）

契約者が「NOREL利用規約」第47条に定めるもらえるオプションを選択した場合に限り、「NOREL利用規約」中のもらえるオプションに係る各条項が適用されるものとします。